平成 22 年 5 月制定

環境法政策学会　編集委員会

環境法政策学会投稿規程細則

研究論文および研究ノート等の投稿に当たっては、本学会投稿規程のほか、下記に掲げる細則を遵守すること。

I. 投稿区分等

投稿区分は、研究論文、研究ノート等とする。

研究ノート等には、細区分として、研究ノート、判例評釈、書評、翻訳を設ける。

II.　投稿原稿提出部数及び提出先

投稿にあたっては、以下のものを書留での郵送および電子メールにより提出すること。

(1) 書留にて郵送するもの

①投稿原稿　4 部（コピー3 部を含む）

②投稿申込書　4 部（コピー3 部を含む）

③論文等審査料納付証明の写し

投稿申込書の様式は、別に定める。

提出された投稿原稿は返却しない。ただし，投稿時に申し入れのあった場合は，本人の負担において，図表，写真等を返却する。

投稿原稿は、以下まで書留にて郵送すること。なお、封筒の表に「査読投稿原稿在中」と朱書のこと。投稿者は、これらの原本 1 部をかならず手元に保管すること。

提出先

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町 3-9-10　　公益社団法人商事法務研究会内

環境法政策学会事務局

(2) 電子メールにより提出するもの

①投稿原稿の電子ファイル（PDF ファイル、MS ワード、一太郎のいずれか）

②投稿申込書の電子ファイル（PDF ファイル、MS ワード、一太郎のいずれか）

電子メール送信の際、件名は、「環境法政策学会誌投稿」とすること。

提出先

環境法政策学会事務局

メールアドレス　　kankyo@shojihomu.or.jp

III. 提出期限

II. の(1)に基づき郵送された投稿原稿等について、毎年 8 月 31 日（消印有効）までに提出されたものを当該年度の学会誌に掲載するための審査対象とする。

提出期限を過ぎて提出された投稿原稿は受け付けない。編集委員会は、投稿原稿の受付

の可否を決した後、速やかに、投稿者に対しその旨を電子メール等により通知するものとする。原稿を受け付けない場合、既に納入された論文等審査料は、返金に係る手数料を差し引いた上で返金するものとする。